

秋田県後期高齢者医療広域連合派遣職員の時間外勤務手当及び休日勤務手当
の支給に関する規則

平成19年3月27日

規則第18号

(趣旨)

第1条 この規則は、秋田県後期高齢者医療広域連合派遣職員の手当に関する条例(平成19年秋田県後期高齢者医療広域連合条例第18号。以下「条例」という。)第7条の規定に基づき、条例第4条及び第5条に規定する時間外勤務手当及び休日勤務手当(以下「時間外勤務手当等」という。)の支給について必要な事項を定めるものとする。

(現金支給)

第2条 派遣職員(地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第252条の17第1項の規定による求めに応じて派遣される職員をいう。以下同じ。)の時間外勤務手当等は、すべて現金で支払わなければならない。

(差引支給の禁止)

第3条 派遣職員の時間外勤務手当等は、法律又は条例(これらの委任に基づく政令又は規則を含む。)によって特に認められた場合を除くほか、その派遣職員が支払うべき金額を差し引いて支給してはならない。

(直接支給)

第4条 派遣職員の時間外勤務手当等は、法律(法律の委任に基づく政令を含む。)によって特に認められた場合を除くほか、直接その派遣職員に支給しなければならない。

(口座振り込み)

第5条 広域連合長は、派遣職員から申出があった場合において、その者に対する時間外勤務手当等の全部又は一部をその者の預金への振り込み(以下「振り込み」という。)の方法によって支払うことができる。

2 前項の申出は、書面を広域連合長に提出して行うものとする。申出を変更する場合においても、同様とする。

3 前項の書面には、振り込みを希望する金額、振り込みを受ける預金の口座その他振り込みの実施に必要な事項を記載しなければならない。

4 その他振り込みに関し必要な事項は、広域連合長が別に定めることができる。

(死亡した派遣職員の時間外勤務手当等の支給)

第6条 派遣職員が死亡した場合におけるその派遣職員の時間外勤務手当等は、次に掲げる遺族に支給するものとする。

(1) 配偶者(届出をしないが派遣職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)

(2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で派遣職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者

(3) 前2号に掲げる者を除くほか、派遣職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族

(4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しない者

2 前項各号に掲げる者に対して時間外勤務手当等を支給する順位は前項各号の順位に、

第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつてはそれぞれ当該各号に掲げる順位によるものとし、同順位の者が2人以上あるときはその人数によって等分して支給するものとする。

(給与を減額された派遣職員の時間外勤務手当等の支給)

第7条 条例第4条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料の月額及び地域手当の月額並びに管理職手当は、派遣職員が次の各号のいずれかに該当する場合においても減額しない。

(1) 派遣職員が当該派遣をした地方公共団体(以下「派遣元」という。)の条例の適用によって給与を減額された場合

(2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第29条第1項の規定によって減給処分を受けた場合

(手当の額の端数の処理)

第8条 時間外勤務手当等の計算に際してその額に1円未満の端数を生じたときは、手当ごとに国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和25年法律第61号)の規定により処理するものとする。

(支給日)

第9条 時間外勤務手当等を支給する日は、毎月21日とする。ただし、その月の21日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。)に規定する休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。

2 広域連合長は、特別の事由により、前項の規定により難いと認めるときは、前項の規定にかかわらず、別に支給日を定めることができるものとする。

(時間外勤務手当の支給割合等)

第10条 条例第4条第1項の規則で定める割合は、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

(1) 条例第4条第1項第1号に掲げる勤務 100分の125

(2) 条例第4条第1項第2号に掲げる勤務 100分の135

2 条例第4条第2項の規則で定める時間は、1の週における割振り変更前の勤務時間(条例第4条第2項に規定する「割振り変更前の勤務時間」をいう。以下この項において同じ。)のうち秋田県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成19年秋田県後期高齢者医療広域連合条例第7号。以下「勤務時間等条例」という。)第5条の規定により割り振ることをやめることとなった勤務時間の時間数(当該時間数が割振り変更前の勤務時間外に勤務した時間数(条例第4条第1項の規定により時間外勤務手当が支給される時間の時間数を除く。以下この項において同じ。))を超える週にあつては、当該割振り変更前の勤務時間外に勤務した時間の時間数。以下この項において「割り振ることをやめた勤務時間数等」という。)に相当する当該週の割振り変更前の勤務時間外に勤務した時間のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる時間とする。

(1) 1の週に勤務した時間数(条例第4条第1項の規定により時間外勤務手当が支給される時間の時間数を除く。次号及び第3号において同じ。)が38時間45分(条例

第5条の規定により休日勤務手当が支給される時間がある週にあっては、その時間の時間数(第3号において「休日勤務時間数」という。)を38時間45分に加えた時間数。以下この項において「休日勤務時間数を加えた38時間45分」という。)を超える場合(次号及び第3号に掲げる場合を除く。) 休日勤務時間数を加えた38時間45分から割振り変更前の勤務時間(勤務時間等条例第12条第1項に規定する休日(同項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した派遣職員にあっては、当該休日に代わる代休日。次号において「休日等」という。))であることにより勤務しなかった勤務時間がある場合にあっては、その勤務時間を除く。)の時間数を減じた時間数(その時間数が負となるときは、零時間)に相当する当該週の割振り変更前の勤務時間外に勤務した時間

(2) 休日等のある1の週に勤務した時間数が休日勤務時間数を加えた38時間45分を超える場合であって、割振り変更前の勤務時間の時間数が38時間45分を超える場合(次号に掲げる場合を除く。) 当該休日等に割り振られていた割振り変更前の勤務時間の時間数に相当する当該週の割振り変更前の勤務時間外に勤務した時間

(3) 1の週に勤務した時間数が休日勤務時間数を加えた38時間45分(割振り変更前の勤務時間の時間数が38時間45分を超える場合にあっては、休日勤務時間数を当該割振り変更前の勤務時間の時間数に加えた時間数)以下である場合 割振り変更前の勤務時間外に勤務した時間の時間数(割り振ることをやめた勤務時間数等を除く。)に相当する当該週の割振り変更前の勤務時間外に勤務した時間

3 条例第4条第2項の規則で定める割合は、100分の25とする。

(休日勤務手当の支給割合)

第11条 条例第5条第1項前段の規則で定める割合は、100分の135とする。

(休日等に準ずる日)

第12条 条例第5条第1項後段の規則で定める日は、国の行事の行われる日で広域連合長が指定する日とする。

(支給の基礎となる時間数)

第13条 時間外勤務手当等の支給の基礎となる時間数は、その給与期間において勤務した当該時間外勤務手当等の支給の対象となる時間数を手当ごとに合計した時間数(時間外勤務手当については、その支給割合を異にする部分ごとに合計した時間数)とする。この場合において、その合計した時間数に1時間未満の端数を生じた場合は、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

(支給日)

第14条 時間外勤務手当等は、その月の分を翌月の支給日に支給する。ただし、やむを得ない事情によりその日において支給することができないときは、その日後において支給することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年2月18日規則第1号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。